

O・ブランチャード；
R・ドーンブッシュ他著

『東 欧 諸 国 の 改 革』

O. Blanchard ; R. Dornbusch ; P. Krugman ;
R. Layard ; L. Summers, *Reform in Eastern
Europe*, ケンブリッジ(マサチューセッツ), M
IT Press, 1991年, xix+98ページ

須 田 美 矢 子

はじめに

本書は国連大学の研究訓練センターのひとつであるWIDER (World Institute for Development Economics Research) に設置された世界経済グループ(World Economy Group) による研究報告である。このグループのメンバーは著者名からわかるように、非常に著名な学者からなっている。このグループは1989年から毎年、世界経済の主要なトピックを選んで分析を行なっているが、90年のテーマに選ばれたのが、この東欧問題であった。

本書は全部で110ページ程度からなる小さい本であり、専門書のように難しい本ではない。また本書で主張したいことを何度も繰り返して説明しており、言いたいことは簡単に伝わってくる。ただし著者たちは国際経済の専門家であるものの東欧問題についての専門家ではないので、おのずとと言えることは限られている。東欧諸国といっても各国は経済・政治的にかなり異なる状況にあるが、各国を別々にその特徴を入れながら考察するのではなく、東欧全体を対象にしているのが、基本的な議論しかできないことになる。場合によっては旧東ドイツの問題を取り上げたり、通貨のオーバーハングの有無で国を区別したり、旧ソ連問題に言及したりしているが、それは分析の一部でしかない。また主張の裏づけもあまり十分でなく、納得がいくほどの分析がなされているとは言いがたい。いずれにしてもデータに裏づけされた経済分析がまだまだ不十分にしかできない国々であるので、分析の大きな部分が過去の

似たような経験の評価と彼らの経済についての基本的な考え方によるものであるのもやむをえないであろう。

本書のテーマはいかに円滑に東欧諸国が市場経済を取り入れていくかにあるが、そのために必要なことははっきりしている。まず価格が供給・需要の適切なシグナルとしての役割を果たすようにしなければならない。そのために必要な経済の安定化と価格自由化を議論しているのが、第1章である。また適切な価格が与えられても、個人、企業がこれに反応しなければ意味がない。これを可能にするためには、制度、法律、市場形成等さまざまな改革を必要とするが、そのうち、国営企業の民営化問題を取り扱っているのが第2章であり、その他の経済再構築問題を取り扱っているのが第3章である。以下では各章の指摘で重要な点を示すとともに、それに対する論評を行なうことにする。

I

第1章「経済の安定化と価格自由化」

著者たちは、1920年代や戦後の欧州、80年代のラテンアメリカの経験をもとに、経済安定化のために必要な2つの政策について合意している。1つは財政部門の整理統合と財政赤字の削減の必要性である。実際、財政赤字は貨幣供給増大をもたらし、インフレを生じさせる一方で、経常収支赤字をもたらし対外債務を増大させるので、財政赤字の削減については先進国・発展途上国を問わず、あるいは市場経済の進展状況にかかわらず重要な政策であるということは、多くの人々の間で合意できていることである。

現実問題としては、それをどのような方法でどのような計画をもって実現させていくかが重要問題であるが、これについても著者たちは合意しており、財政赤字削減は支出削減を重視し、しかも補助金削減を優先的にやるべきであるとしている。これが第2の合意点である。このように補助金削減に彼らが優先権を与えたのは、データが示されていないものの、東欧諸国では補助金支出が多く、それが財政赤字を増大させているだけでなく、価格機構を歪めている可能性が高いという判断を下したからである。

他方、経済安定化政策として用いるべきかどうか、

彼らの間で合意が得られなかった点が2点示されている。ひとつは名目アンカーの選択についてである。これについての説明は不十分であり、もっとその理由を示しておいてほしかった部分である。名目的なアンカーが必要であるかどうかで意見が一致しなかったのか、アンカーの具体的な選択について合意がなかったのか、あるいは国によってアンカーの必要性やアンカーの選択が異なり合意できなかったということなのか、明らかではないからである。

確かに名目アンカーを設けるとそれが市場を機能させるという目的に反することになりかねない。しかしインフレが高いときにそれに歯止めをかけるものを何か設けることが必要ではないかと思うがどうなのであろうか。その程度の合意もなかったのであろうか。

またこの問題は具体的には固定レート制をとるべきかどうかという議論にも関係してくる。どのような通貨制度をとるべきかについての議論は本書では全く欠けているが、これについても各人の意見を示してほしかった。

意見を異にしたもうひとつの点は所得政策を実施すべきかどうかについてであった。これはうまくいった例と失敗した例が半々示されており、実際、意見の合意が得られないのも仕方ない問題であると言える。

なお以上のような安定化政策と価格の自由化政策の実施の緊急度は高く、すぐに行なうことが必要であるとしている。価格の自由化を段階的に行なうことは、かえって投機的需給をもたらす望ましくないと指摘している。すべての価格を同時に完全自由化をすることは困難であるので、これは現実問題としては、自由化のスピードの問題であるといえる。政策態度としてゆっくりと自由化することが望ましいという態度でなく、速やかに実施しなければならないという認識をもって自由化をやった方がよいということであろう。

安定化政策や価格自由化政策を行なった後は、その国の生産が一時的にせよ悪化するのが普通である。実際にこれらの政策をとった国の経済がどの程度落ち込んだかは、政策を行なう前の状況や具体的な政策に依存することになる。これについては影響を与えうる要因がいろいろと指摘されているが、ポーランドの経験から得られたものとして、以下の3点が指摘されて

いる。

第1に、価格自由化が賃金の上昇以上の物価の上昇をもたらす、実質賃金が低下したこと、そしてこれに大きく影響を与えたのが独占力であること、第2に、安定政策実施後生産が落ちたのは、供給要因によるよりも急激な需要低下によること、第3に、このとき当然雇用が減少したが、その減少は販売の減少よりも小さく、安定化政策実施直後は失業問題の観点からこれではよいが、これは企業の収益を圧迫することになるので中期的には望ましくないことが指摘されている。

評者にポーランドの経験について評価する能力はないが、この3点に限って他の東欧諸国で何が起こったかをみてその違いを検討してみると、東欧経済の共通部分の分析がより明確になるであろう。

なおポーランドにはない問題であるが、貨幣のオーバーハングの問題の対処の仕方は、整理統合、明確な没収、事実上の没収の3つあるとし、部分的没収も債務問題の解決のためには仕方がないと指摘している。いずれにしても、資産保有者からすれば没収は避けたいものの、過去の遺産である債務を抱えて経済改革を成功させるのはむずかしく、内外からのファイナンスが容易でない今日、一部資産を没収するのもやむをえないであろう。その際、評者には明らかな没収よりもインフレ等による事実上の没収の方が政治的・経済的にスムーズにいくと思われる。

II

第2章「民営化」

本章では大企業の大部分を占めている国営企業の民営化の問題のみを取り上げている。価格に反応する経済システムにするには、民営化が非常に重要であることは、東欧諸国だけでなく、発展途上国・先進国でもしばしば指摘されることである。経済の再編成を取り扱った第3章とは別に、本章でこの問題を取り上げ、独立の章としたのには理由がある。ここに本書の独自の提案が示されているとともに、民営化が他の再編成のための方策に先立って早急に片づけなければならない問題であると位置づけられているからである。

ここでは国営企業の民営化について、数社程度の大

きな持ち株会社を創設することを勧めている。国営企業をどのように整理していくかは時間をかけるべきであり、それは第3章の問題である。ここで民営化が早急に必要であるとされているのは、それが所有権の問題の解決につながり、その問題が制度問題のうちでまず片づけなければならない最大の問題であるからである。実際所有権の問題がはっきりしないと、直接投資などやれないというのが先進国側の言い分であろう。

本書で提案された持ち株会社の経営者はポートフォリオに完全な支配権をもち、内外の専門家がその経営者を支援するというものである。このような民営化の形態を考えた理由としては、まず多くの国営企業を効率的に経営するためには、企業支配力をもつ大きな株主がいないとだめであるということ、それに効率的な株式市場を育てるには、このような大きな持ち株会社の株の売買から始めるのが望ましいということがあげられている。

なおこの持ち株会社の目的は経済の再構築にあるので恒久的な会社を考へてはいない。また持ち株会社の経営者は政府が任命することと、株式市場で評価されることで、経営者が自分の利益のみのために行動することに制約が課されるとしている。

また民営化に伴いその所有権とその収益をどこに帰属させるかという大問題についても名案を考えている。民営化するのに企業を現在売ってしまうと、将来の予想収益が現在では低く見積もられ低価格となってしまう可能性が大きく望ましくない。また今買える力のある人々に分配することは、公平ではなく、政治的にも問題を引き起こしそうである。なるべく平等の分配が望ましいが、そのためにはこの持ち株会社の株を人々に公平にただで分配すればよいというのが、かれらの案である。

ただし政治的にはこれほど公平に分配できない可能性が高い。したがって政治的に必要なら株の一部2、3割を労働者に分け、その他をもち株会社に渡すことや、政府や年金基金に一部とっておくということも考えられるとしている。

以上が民営化についての著者たちの考えである。要するに、民営化に際しては、今後企業の再編成を行ないかつ効率的経営を行なうためには国営企業に対する

強力な支配権を必要とするので、企業に力をもつ組織として持ち株会社を推奨し、所有権の公平な分配は持ち株会社の株を公平に分配するという方法で解決しようというものである。

確かにこれが可能であれば望ましいと言えるであろう。しかしこれを実現させるためには、これまで国営企業の利権にかかわっていた人々とそれに群がっていた官僚の既得利権をあきらめさせることがまず必要となる。実際この問題が現実にも非常にネックになっているようであり、民営化が遅れている。このように既存の利権を奪うには、日本のように戦争に負けて連合軍の命令に従わざるをえない場合とか、IMFのコンディショナリティのように外圧を利用するののでなければできないと思われる。それを自分たちの力でやるためには、改革熱がピークのときにしかうまくいかないであろう。だからこそ、本書もこの問題の早急な解決を指摘しているのであると思われる。しかし外圧を利用しようとする態度は東欧諸国にあまりみられないので、政府が私有化・民営化の問題をこのような方向で速やかに解決することは夢物語でしかないのかもしれない。

III

第3章「再編成」

価格シグナルに反応する経営体制にするためには、多くの法律や制度が必要であり、その構築は安定化・価格自由化・民営化と同時に進める必要があるという議論もみられるが、本書では、民営化以外の再編成問題については、10年程度の時間をかけることが必要であるとしている。これは事実上、どのような経済についても言えることである。金融制度や輸送・通信等のインフラ整備や産業調整は言うまでもなく必要であるが、簡単にできるものではないことは、これまでの経験から明らかであると言ってよい。

東欧経済の再構築では、東欧の産業は一部しか存続できず、特にエネルギー部門と重工業がダメージを受けるとされている。またエネルギー価格が低く抑えられているためエネルギーが浪費されており、価格自由化は、石油危機時のどの国よりもより深刻な影響を受

けるであろうと述べている。ただし賃金が相対的に低いということや、効率的でないとしても工業化の経験があることが今後の再構築に役に立つ側面もあると指摘している。

また今後の成長のためには、投資が必要であり、そのためには貯蓄が必要である。これまでは貯蓄は主として企業の内部留保で行なわれていたが、これからは家計貯蓄によらなければならなくなると指摘している。外国貯蓄の利用はなかなか困難であり、かつ家計貯蓄率がこれからどうなるかはっきりしていないが、経済の再編成のために貯蓄・投資問題の検討を本書でもっと行なってもよかったのではなからうか。

産業調整のためには、労働者をシフトさせることが必要であるが、労働が円滑に移動しうするためには、住宅問題の解決、つまり住宅所有権の問題と住宅市場の創設が必要になる。また失業給付金に関しては、緩い条件で比較的短期の給付が望ましいとしている。

なお自由化促進というときには貿易の自由化も同時に議論されるのが通常であるが、本書では貿易制限の撤廃は時間をかけてよいとしている。あまりに大きな外生的ショックを経済に一度に与えないためであり、評者もその意見に賛成である。また本書では外資に依存することを前提とした議論は行っていないが、外資をどのように位置づけるのか、これも聞きたかった点である。

まとめると、経済の再構築の問題については、時間をかけてよいという点と、段階的貿易自由化を認めている点と、住宅問題の労働移動問題としての位置づけに本書の特徴がみられる。これらについては評者も同意見である。

おわりに

本書は1990年の研究結果であるので、本書が書かれた以降のさまざまな経済的・政治的推移を経験した現在、彼らがどのように意見を変えるか、あるいは全く変えないか、わからない。なお、IMFとロシア政府との間に合意された新経済計画をみると（『日本経済新聞』1992年3月28日参照）、それは、これまで東欧諸国が行なってきたものと大差がないことがわかる。つまり新経済計画では、財政赤字の削減、金融引締め政策、賃金上昇の抑制（実質賃金の低下）、価格自由化の促進、貿易の自由化、社会保障制度の合理化、があげられている。したがって最近の進展は東欧経済問題解決の基本方針を修正させるようなものではないということなのかもしれない。

ただ1点、国際通貨制度については、どのような議論のもとでそのような決定になったのかはわからないが、新経済計画で、経常取引では変動相場制、資本取引は固定相場制という、理解に苦しむ制度があげられている。外為制度の整備とルーブルの交換性がロシア経済を世界経済に復帰させるうえで最大の課題とされているが、日本の戦後の経験からみても、どうしてこのような制度を考えるようになったのかよく理解できない。本書には通貨制度についての解答は書かれていないことを前に述べたが、貿易の自由化には時間をかけてよいという態度からみて経常取引について変動相場制をとという議論に著者たちが賛成するとは思われないがどうであろうか。

本書の著者たちにまだまだ聞いてみたいことは多く、続編を期待したいところである。

（学習院大学教授）